

題に取り組めるよう、都道府県協議会が課題整理を行っておくことが望されます。

都道府県協議会の動きを正確に伝達するため、2次医療圏協議会の事務局及び責任者がオブザーバー等で参加するよう配慮することも重要です。また、都道府県協議会の場で2次医療圏の活動経過を報告、討議して都道府県協議会及び他の2次医療圏協議会がノウハウを獲得する機会を得られる運営が望ましいでしょう。連携を更に進めるには2次医療圏協議会での計画→実施→評価→対応、(P D C A) のサイクルが円滑に行えるよう双方の協議会の開催のタイミングを調整する必要があります。

特に、都道府県協議会は都道府県の重点方針や保険者協議会の活動方針等、予算獲得に結びつく情報を速やかに2次医療圏協議会関係者に伝達し、各2次医療圏協議会が具体的な事業計画を策定しやすいようにすべきでしょう。2次医療圏協議会では地域固有の課題と共通の課題を整理し都道府県全体での取組が推進できるよう事業計画の策定を行うべきでしょう。

Q 5 都市部において本事業を進めていく際のポイントは何ですか。

A 5

都市部では対象とする人口が多く、居住地と職場が離れているため地域と職域が一致していない場合が多い等の指摘があります。

特定健診・保健指導等については医療保険者が担うことになりますが、ポピュレーションアプローチの観点からは個人を対象とした保健事業ではなく、生活習慣病等を予防しやすい環境整備や健康づくりの啓発活動が求められます。このような保健活動では居住地にとらわれず、地域全体の住民や関係者を対象に事業を進めていくという考え方には立つことが重要です。そのような活動を通じて、労働者の健康意識が高まり、自分の居住地における保健サービスの活用につながることが期待されます。

また、家族ぐるみで対象をとらえ、職場は離れていても地域の保健活動に参画してもらい、地域社会全体で保健活動を進めていくという展開も可能です。これは退職後の地域へのスムーズな移行にも役立ちます。

このような双方向の流れにより、ポピュレーションアプローチを推進していくといいでしょう。

具体的には、まず中小事業所が密集している地域等をモデル地域として連携事業を立ち上げ、具体的な成功事例を確保するとよいでしょう。その成果をもとに2次医療圏内での波及、さらには都道府県協議会において事例報告をおこなう等により全県へ波及させていくことが効果的です。

Q 6 都道府県協議会と指定都市との望ましい関係を築くにはどのようにすればよいですか。

A 6

都道府県と指定都市とでは、それぞれに異なる行政組織が事務局となって連携協議会を設置しています。実際には、医療圏が隣接している場合、あるいは、通勤や買い物等で住民や労働者の交流が盛んな場合があり、健康づくりの推進のためには、相互の保健情報や保健事業の連携に努めることが重要です。しかし、都道府県と指定都市の行政組織は、いずれか一方が指導的な立場として連携することは基本的に困難であり、十分な情報共有や意見交換が行われていない事例が多いのが現状です。そこで、双方の事務局が定期的な情報交換の機会をもったり、いずれかが連携協議会を開催する際には、他方にその情報を提供して、オブザーバーとして参加してもらうことや取